温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法の一部を改正する件（案）の概要

令和８年 11 月
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素基盤整備室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室

１．改正の背景

○　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 26 条第１項に基づき、特定排出者は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号。以下「報告命令」という。）に定める事項を事業所管大臣に対して報告することとされており、報告命令第４条第５項及び第 13 条第３項では、エネルギー起源二酸化炭素に係る報告は、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して算定した量について行うものと規定されている。

○　調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（令和８年３月経済産業省・環境省告示第１号）において、自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組（森林の整備及び保全によるものに限る。）について国内認証排出削減量を移転ができない状態にした場合も、国内認証排出削減量に係る「排出量調整無効化」であると規定された。

○　以上を踏まえ、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法と同様に国内認証排出削減量に係る「排出量調整無効化」についての規定がある、「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法（令和７年３月経済産業省・環境省告示第２号）」について、所要の改正を行う。

２．改正案の概要

○　「排出量調整無効化」を、「他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る取組並びに自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組（森林の整備及び保全によるものに限る。）を自らの温室効果ガスの排出の削減等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすること」とする。また、その他所要の改正を行う。【第２第１項第１号】

３．根拠条項

○　報告命令第４条第５項及び第 13 条第３項

４．今後の予定

○　告 示 日：令和９年１月
○　適用期日：令和９年４月１日

５．参照条文

○　地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条第１項及び第３項
○　報告命令第４条第５項及び第 13 条第３項